

平成 21 年 5 月 15 日

東北学院大学
院長・学長 星 宮 望 殿

財団法人 大学基準協会
会 長 納 谷 廣 美

異議申立に対する裁決

標記について、貴大学からの異議申立に対して、法科大学院認証評価に関する規程第 34 条に基づき行った本協会の裁決は次のとおりです。

裁 決

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定には、その基礎となる事実認定に誤りはなく、異議申立には理由が認められない。

理 由

1 事実

異議申立趣意書（2009（平成 21）年 3 月 25 日付）の提出を受け、理事会の諮問に基づき 2009（平成 21）年 4 月 7 日および 21 日に開催した法科大学院異議申立審査会において慎重に審査を行った。また、同年 4 月 24 日に開催した理事会、同年 5 月 15 日に開催した評議員会において慎重に裁決（案）の内容を審議した。これらの審議を踏まえ、同年 5 月 15 日に開催した臨時理事会において裁決を決定した。

2 異議申立の趣旨および要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「法科大学院基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由は、(1) 評価の視点3-4に関して、刑事訴訟法を担当する専任教員が、法科大学院における同科目担当者として、教育歴および研究業績に問題が認められること、(2) 評価の視点3-6に関して、(1)のように判定する結果、刑事訴訟法担当教員が事実上不在となり、法律基本科目の各科目に少なくとも1名の専任教員を配置することを求める本評価の視点の要件を充足しないこと、の2点である。

また、上記(1)および(2)に係る異議申立の要旨は、以下のとおりである。

(1)については、次の3点を主張している。すなわち、①当該教員の教育歴の審査にあたり、事前告知なく「5年以上」という要件期間を定めただうえで、他の認証評価機関と比較しても特異な基準に拠って、非常勤講師としての教育歴を不当に扱い、また、当該教員の大学院における指導実績を正当に評価しておらず、そのために、法科大学院において刑事訴訟法を担当する専任教員に求められる最低限の教育歴について、誤った判定を下す結果になっている、②当該教員の研究業績の審査にあたり、研究業績として求める研究分野を特定のものに限定する判断を示し、またそのもとで、本来であれば積極的に評価すべき研究業績も積極的に評価しておらず、かつ、当該教員が博士号取得者であることを考慮していないため、法科大学院において刑事訴訟法を担当する専任教員に求められる最低限の研究業績について、誤った判定を下す結果になっている、③審査の手續に関し、事前に詳細な判断基準等を開示せず、事後的に示された基準についても、適正な体制の下で適正な過程を経て決定されたものであるか疑問がある。

(2)については、次の2点を主張している。①資格審査の結果、事実上の不在と判定される場合に関しては、病気・事故等の理由で一時的に不在状態が生じる場合と同様に、当然に基準未充足判定を導くべきではない、②「大学設置・学校法人審議会」(以下、設置審)の審査を経て担当資格を認められ、他の法科大学院で刑事訴訟法を担当した教育歴を有する者が、2009(平成21)年4月1日に、新たに刑事訴訟法担当の教員として着任することになっているため、最低限配置すべき教員が配置されていないという状況は解消される見通しである。

3 異議申立理由に対する判断

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定に関しては、法科大学院認証評価委員会における評価結果(案)の作成、理事会・評議員会における評価結果(案)の承認について、その判定基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵はなく、事実を誤認したとの結論には至らない。

なお、法科大学院認証評価に関する規程第6条には、「認証評価にあたっては、別に定める『法科大学院基準』に基づいて作成された『法科大学院点検・評価報告書』、『法科大学院基礎データ』、その他必要な資料の書面評価および実地視察を通じて行うものとする」とあり、実地視察までの事実に基づき評価が行われることになっている。したがって、2009（平成21）年4月1日を予定した新しい教員の着任、といった件については対象とはならない。その前提で、以下に各論点に対し審査結果を述べる。

(1)については、「評価結果」作成過程で、当該教員の教育歴および研究業績について事実を誤認したうえで判断が導かれているものとまでは認められず、したがって、評価結果を修正する判断はなし得ない。すなわち、①教育歴について、評価結果における判断は、教育歴としての実質性に及ぶものであるとはいえ、貴法科大学院より提出された資料に基づき、教育歴のそれぞれについて考量を行った結果のものである。論点の1つである当該教員の非常勤講師としての教育歴に関しては、その教育歴の認識を誤るものでも、非常勤であるとの理由でその価値を低く扱っているものではなく、各年度にどの程度の非常勤のコマ数があったかといった実質を問いながら、判断を導いている。また、大学院における指導実績に関して、評価結果における評価は、貴法科大学院より提出された資料に依拠して行ったものであるが、当該資料が伝える情報を誤解したうえでの判断であるとは言えない。また、②研究業績についても同様であり、その数、種類の認識において誤りは認められない。評価結果において、当該教員の有する博士号は積極的な考慮要素になっていないが、法科大学院において本邦の刑事訴訟法の全体について解釈論を教授する教員の前提として考える限り、ドイツの「刑事裁判史・刑事裁判理論史」の研究に関するそれを積極的な考慮要素としなかった判断は、必ずしも不合理とまで言えるものではない。

最後に、③については、もとより、異議申立は評価の基礎となった事実について行うべきものであり、評価のプロセス自体を直接の対象とすることはできない。次に、(2)について、①たしかに、病気や事故といったやむを得ざる理由によって一時的に欠員状態が生じたような事例に関しては、ただちにこれを基準不適合にあたるものとして判断しない場合も考えられる。ただし、このたびの事例は、不可抗力によるやむを得ざる一時的な欠員状態とは異なる。事実上の欠員状態であるとは言え、不可抗力によるものではない限り、評価基準にしたがって不適合の判定がなされることは当然であると判断する。②に関し、はじめに述べた理由により、実地視察時点で確認した、あるいはし得た事実にあたるものではなく、これに基づいて評価結果を取り消して適合との判定を行うことはできない。

以上